

「国家情報会議設置法案」についての質問様式

府省庁名	警察庁	質問番号	1
担当部署・ 担当者名	外事課 [redacted]	TEL（直通）	03-3581-0141（内線 [redacted]）
E-mail	[redacted]		

質問及びその理由

※質問の際は関連する条項を明記の上、一つにつき、用紙一枚でお願いいたします。

※記載例

【質問内容】

（総論・第2条）

本法により国家情報会議が設置された後も、政治的中立性等を確保するため国家公安委員会が示す大綱方針の下で各種警察活動を進めるという我が国警察の在り方を何ら変えるものではないという理解でよろしいか。

【質問する理由】

国家情報会議と我が国警察制度との関係性について問いたい。

国家情報会議は外国情報活動への対処に関する基本的な方針等の事項について調査審議することとされているところ、国家情報局は内閣官房が現在もつかさどる各種総合調整事務の一部等を所掌するものと理解している。

【回答】（当室記入欄）

国家情報会議は、国家公安委員会委員長を含む関係閣僚を議員とする合議体の機関であり、そこで決定される基本的な方針（重点を置くべき事項やその優先順位等）は、当該閣僚が自ら合意した会議の統一意思として、関係省庁において着実に実行されることを想定している。

「国家情報会議設置法案」についての質問様式

府省庁名	警察庁	質問番号	2
担当部署・ 担当者名	外事課 [REDACTED]	TEL（直通）	03-3581-0141（内線 [REDACTED]）
E-mail	[REDACTED]		

質問及びその理由

※質問の際は関連する条項を明記の上、一つにつき、用紙一枚でお願いいたします。

※記載例

【質問内容】

（第2条）

第2条に定める「これと一体として行われる不正な活動」として想定される具体的内容如何。いわゆる影響力工作がこれらに含まれると解してよろしいか。

【質問する理由】

国家情報会議の所掌事務の範囲を明らかにしていただきたい。

【回答】（当室記入欄）

「外国情報活動」は、外国が自国の利益を図るために行うスパイ活動、すなわち、秘密を探る活動であるが、こうした活動を我が国に対して行う国は、我が国の世論形成や政策決定等を自国に有利なものとするため、偽情報の流布などの不正な諸工作を行うことも想定される。こうした諸工作も第2条に定める「これと一体として行われる不正な活動」に含まれ得る。

「国家情報会議設置法案」についての質問様式

府省庁名	警察庁	質問番号	3
担当部署・ 担当者名	外事課 [REDACTED]	TEL（直通）	03-3581-0141（内線 [REDACTED]）
E-mail	[REDACTED]		

質問及びその理由 ※質問の際は関連する条項を明記の上、一つにつき、用紙一枚でお願いいたします。 ※記載例 【質問内容】 （第2条） 第2条に定める「外国情報活動への対処」について、警察による犯罪捜査等が考えられるところ、その他具体的に想定している「対処」の内容如何。 【質問する理由】 国家情報会議の所掌事務の範囲を明らかにしていただきたい。 【回答】（当室記入欄） 第2条に定める「外国情報活動への対処」については、外国による情報活動の実態解明、捜査当局による取締りのほか、関係事例の収集・分析や政府内での共有、政府職員に対する研修、民間への働きかけ等を想定している。
--

「国家情報会議設置法案」についての質問様式

府省庁名	警察庁	質問番号	4
担当部署・ 担当者名	外事課 [REDACTED]	TEL（直通）	03-3581-0141（内線 [REDACTED]）
E-mail	[REDACTED]		

質問及びその理由

※質問の際は関連する条項を明記の上、一つにつき、用紙一枚でお願いいたします。

※記載例

【質問内容】

（第2条及び第3条）

第2条及び第3条に関して、国家安全保障会議は、我が国の安全保障に関する重要事項を「審議する」機関とされ、また、現行の内閣情報会議も、国内外の一定の情報について「総合的な把握をするとともに、そのための基本方針等を総合的に検討する」ための会議とされているところ、国家情報会議が、情報活動対処等に関する重要事項を「調査審議する」機関とされている趣旨如何。

【質問する理由】

国家情報会議の所掌事務の内容を明らかにしていただきたい。

【回答】（当室記入欄）

国家情報会議は、「審議」という言葉がなじむ基本的な方針の決定を行うほかにも、個別の重要事案に関する総合分析・評価（法案第3条第4号）も実施することとしており、こうした所掌事務をよりの確に捉えるため、「調査審議」と規定することとしたもの。

「国家情報会議設置法案」についての質問様式

府省庁名	警察庁	質問番号	5
担当部署・ 担当者名	外事課 [REDACTED]	TEL（直通）	03-3581-0141（内線 [REDACTED]）
E-mail	[REDACTED]		

質問及びその理由

※質問の際は関連する条項を明記の上、一つにつき、用紙一枚でお願いいたします。

※記載例

【質問内容】

（第3条第4号）

第3条第4号について、国家情報会議が調査審議すべき事象としての「重要情報活動の対象となる事案のうち特に重要なもの」及び「外国情報活動への対処に係る特に重要な事案」の具体的内容如何。

【質問する理由】

国家情報会議の所掌事務の範囲を明らかにしていただきたい。

【回答】（当室記入欄）

お尋ねについては個々の事案により異なることから、一概にお答えすることは困難であるが、安全保障の確保、テロリズムの発生の防止、緊急事態への対処その他の我が国の重要な国政の運営の観点から、会議の議長（総理）において、閣僚級の会議において議題とするに値すると判断する重要な事案である。

「国家情報会議設置法案」についての質問様式

府省庁名	警察庁	質問番号	6
担当部署・ 担当者名	外事課 [redacted]	TEL（直通）	03-3581-0141（内線 [redacted]）
E-mail	[redacted]		

質問及びその理由

※質問の際は関連する条項を明記の上、一つにつき、用紙一枚でお願いいたします。

※記載例

【質問内容】

（第6条第4項）

第6条第4項に関し、国家公安委員会委員長には「副大臣」として職務を代行する者がいないところ、やむを得ない事由により国家公安委員会委員長が国家情報会議に出席できない場合において、調査審議事項に鑑みて、警察庁長官又は警察庁次長が同会議に出席する必要があるときには、国家情報会議設置法案第9条第2項の規定に基づいて出席を求められるものと解してよろしいか。

【質問する理由】

職務代行者がいない国家公安委員会委員長について、その出席が困難な場合の対応を確認したい。

【回答】（当室記入欄）

他の行政実例も踏まえながら、検討してまいりたい。

「国家情報会議設置法案」についての質問様式

府省庁名	警察庁	質問番号	7
担当部署・ 担当者名	外事課 [REDACTED]	TEL（直通）	03-3581-0141（内線 [REDACTED]）
E-mail	[REDACTED]		

質問及びその理由

※質問の際は関連する条項を明記の上、一つにつき、用紙一枚でお願いいたします。

※記載例

【質問内容】

（第7条第2項）

第7条第2項の情報提供等に係る義務について、国家情報会議への提供により現に進行している犯罪捜査等に重大な支障を生ずるおそれがあるような情報については、その提供の可否、範囲等について、事前に国家情報局と必要な協議・調整を行うなどして、当該懸念を排した形で提供することが認められるという認識でよろしいか。

【質問する理由】

国家情報会議への提供により現に進行している犯罪捜査等に重大な支障を生ずるおそれがあるような情報の提供を求められた際の対応について確認したい。

【回答】（当室記入欄）

「懸念」の趣旨・内容によるものなので、一般的な認識はお答えしかねる。